

## 【調査報告】

## 自治体に対するアンケート「衛生動物に関する対応の現状」調査の結果

Questionnaire survey on the efforts of municipalities to vermins

皆川恵子、武藤敦彦

Keiko MINAGAWA and Atsuhiko MUTO

【要約】自治体へのねずみや衛生害虫に対する相談件数、その対応方法、各自治体が行っている取り組み状況、駆除に使用している薬剤やその量、また、過去5年間の衛生動物に対応する担当人数や経費などをアンケート形式にて調査した。全都道府県、特別区、市町村、1874自治体に対し、62.9%にあたる1179自治体から回答を得た。その結果、住民からはハチやネズミの相談が多いこと、防除は一部委託も含めてPCO等に委託している自治体が多いが、その内容等については評価している自治体は少ないこと、疾病媒介蚊に対する緊急時対応体制の構築、緊急時の対応マニュアル作成を行っていない自治体が多いこと、蚊の防除手段として薬剤を使用している自治体は少ないこと、防除薬剤の備蓄を行っている自治体は半数以下であること、薬剤散布機器を保有している自治体は半数程度であること、衛生動物対策関連の予算や担当者数は減少傾向にあること、などが明らかとなり、また、質問項目によっては、都道府県、保健所設置市・特別区、市、町村で回答内容が異なる傾向が認められた。国に対する要望事項としては、財政支援が最も多く、教育・研修制度の拡充、衛生動物対応のための法整備などについても挙げられていた。これらの結果から、国や自治体の連携、種々の衛生動物に対する対応が円滑に行えるような法整備などが必要と考えられた。

キーワード：衛生動物、現状、アンケート、自治体

## 1. はじめに

ウエストナイル熱やデング熱の我が国への侵入が懸念される一方で、伝染病予防法が廃止されて感染症法が施行され、自治体における防除用薬剤の備蓄や駆除吏員の設置義務が無くなるなど、衛生動物媒介性疾患への対応、特に媒介動物の防除体制や緊急時の対応などについて懸念が示されている。また、環境の変化や人の意識の変化等によって、新たな害虫・獣問題が発生するようになってきており、それらへの対応についても十分とはいえない状況にあると考えられる。

このようなことから、自治体の衛生動物への対応の現状を知ること、それらの結果から問題点の把握を行うことなどを目的としてアンケート調査を実施し、集計、解析を行った。

## 2. 方法

全都道府県、特別区及び市町村の関連部署にアンケートを発送（計1,874通）して回答を求め、集計・解析した。

質問は28項目で、その質問内容を要約して以下に示す。なお、下記の1)、4)及び5)については平成18年度の状況について回答を求めた。また、8)及び9)については、特にアンケートの質問には明記しなかったが、平成18年度の状況について回答されたものと思われる。

- 1) 害虫獣に関する住民からの相談状況について（種類・件数・集計状況等）
- 2) 衛生動物に対する具体的な取り組み及び住民に対する対応状況について（啓発活動・薬剤配布・機器貸与・防除費用負担状況等）
- 3) 防除業者（PCO）等への防除業務の委託状況及びその実施内容等の評価について
- 4) 蚊の幼・成虫の発生状況等の調査の実施について
- 5) 蚊に対する殺虫剤の使用状況について（使用の有無・薬剤の種類等）
- 6) 蚊媒介性疾患の発生時の対応について（防除実施体制の構築、マニュアル作成状況等）
- 7) 住民からの蚊防除に関する問い合わせに対する対応内容について
- 8) 殺虫剤の備蓄状況について（有無・量・種類等）
- 9) 散布（防除）機器の保有状況について（種類・台数等）
- 10) 衛生動物対策に係る予算・担当者数について

\* 財団法人日本環境衛生センター  
東日本支局環境生物部  
Environmental Biology Dept.,  
East Branch, JESC

11) 国への要望事項について

3. 結果および考察

3. 1 アンケート結果

1) アンケート回収状況及び集計方法

アンケートの発送数、回答数、回収率を表1に示した。

表1 アンケート回答状況

対象	発送数	回答数	回答率(%)
都道府県	47	32	68.1
特別区	23	19	82.6
保健所設置市	59	52	88.1
市	723	442	61.1
町	827	528	63.8
村	195	106	54.4
計	1,874	1,179	62.9

アンケートの回収率は、保健所設置市や特別区、次いで都道府県で高かった。

集計は、都道府県、市、町村に分けて行った。都道府県については、原則として、都道府県のみで集計した値(域内の市町村の値は含まない)を記載した。また、市については、政令指定都市、中核市、政令で定める市は「保健所設置市」とし、それ以外を市(保健所を設置していない市:以下「市」とする)として別々に集計した。なお、特別区(東京23区)は「保健所設置市」に含めて集計した。この分類に従い、後述の集計結果等は、原則として、都道府県(32自治体)、保健所設置市・特別区(71自治体)、市(442自治体)、町村(634自治体)別(自治体分類別)に示した。

2) 各設問の集計結果

各設問に対する回答の集計結果を図1~23、表2及び3に示した。

以下に集計結果について要約して示す。

(1) 住民からの相談件数、種類別の相談件数及びその集計について(図1~3参照)

住民からの衛生動物に関する平成18年度の相談受付件数は、アンケートに回答があった全自治体の合計で147,692件であった。「年間301件以上の相談がある」と回答した自治体は、保健所設置市・特別区でその割合が高く、次いで都道府県

であった。一方、市や町村における件数は少なく、年間100件以下の割合が、市で約70%、町村では約90%で、全く相談がない自治体もそれぞれ約10%と30%あった(図1)。

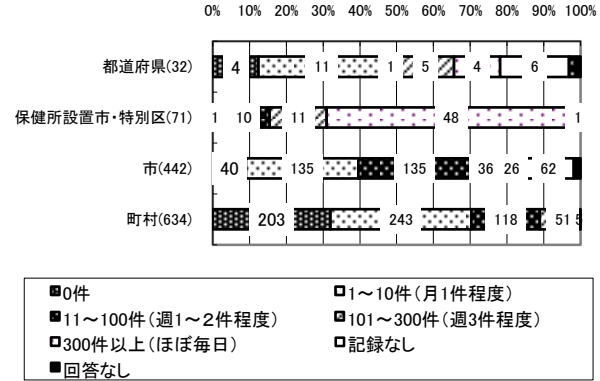


図1 衛生動物に関する住民からの相談件数(平成18年度)

相談の種類別集計については、保健所設置市・特別区では90%近くの自治体が行っていたが、都道府県、市及び町村では70%前後の自治体で集計が行われていなかった(図2)。

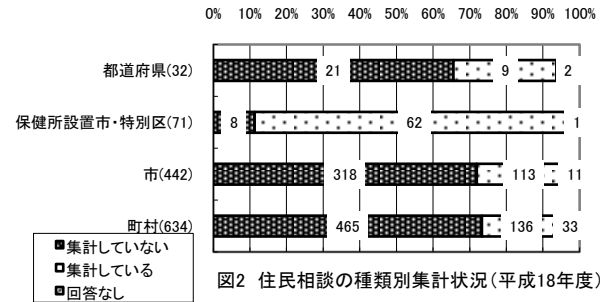


図2 住民相談の種類別集計状況(平成18年度)

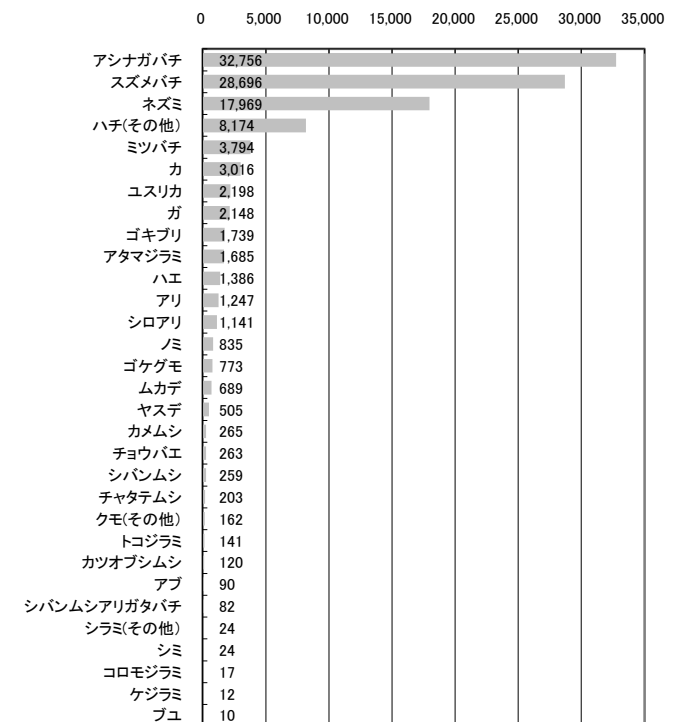


図3 平成18年度の住民からの種類別相談件数(都道府県を除く市町村の数値の合計)

種類別の相談件数（図 3）については、都道府県の中に市町村等の集計結果を取りまとめて報告してきたと思われる自治体があったため、都道府県の件数を除いたものを示した。

相談件数は、アシナガバチやスズメバチなどのハチ類が多く、次いでネズミが多かった。相談があった種類は多岐に渡り、図 3 に示した以外にもヒラタキクイムシ、ダニ、ハクビシン、コウモリ、カラス、ハト、ヘビなどが挙げられていた。なお、ゴケグモ類は関西地域で、ヤスデはヤンバルトサカヤスデが侵入していると思われる地域での相談件数が多い傾向がみられた。

（2）衛生動物に対する具体的な取り組み状況及び住民に対する啓発活動・薬剤配布・機器貸与・防除費用負担などの対応について（図 4～7 参照）

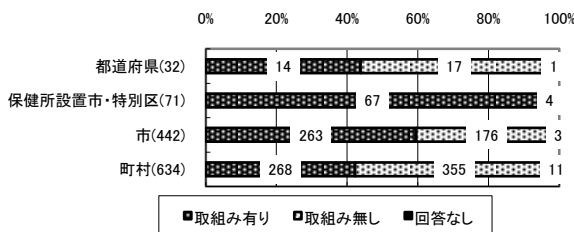


図4 衛生動物に対する取り組み状況

衛生動物に対し「何らかの取り組みをしている」と回答した自治体は、保健所設置市・特別区では約 95%と高かったが、市では約 60%、都道府県や町村は 40%程度と低かった（図 4）。

取り組みを行っている自治体での住民に対する活動としては、薬剤の配布や機器類の貸し出しが最も多く、次いで防除業者の紹介、防除の実施、防除費用の負担、パンフレットの配布の順であった（図 5）。また、「その他」としては、側溝の消毒、解体工事に伴う防除対策指針の作成等があった。

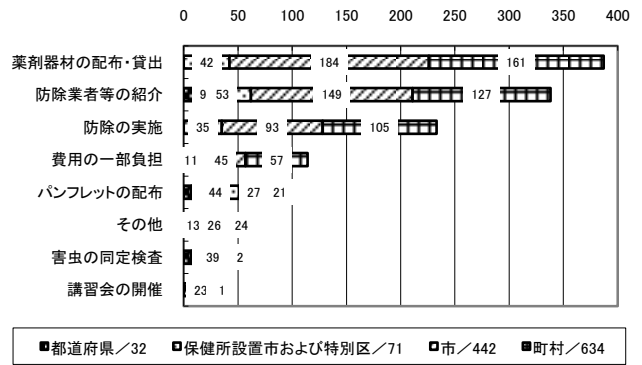


図5 衛生動物関連の取り組み(対住民)

自治体が自ら防除を実施している害虫は、スズメバチが 63 自治体、その他ハチ類が 60、蚊（幼虫含む）54、ユスリカ 32、ハエ（幼虫含む）18、ガ（毛虫含む）14、ヤスデ 13、アメリカシロヒトリ 12、ネズミ（野ネズミ含む）11、ゴキブリ 8、ダニ 6、セアカゴケグモ 4、カメムシ 4、ノミ 3、ムカデ 2、ヤマビル 2 などで、他に、トビケラ、ツツガムシ、アブ、チョウバエ、シロアリ、ブユなどがあり、全般と回答した自治体が 2 か所あった。

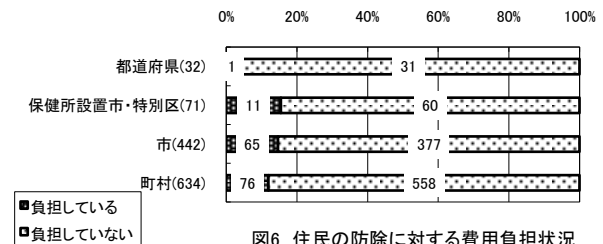


図6 住民の防除に対する費用負担状況

住民の防除に対する費用の負担状況については、実施している自治体は少なく、負担している自治体の割合が高かった保健所設置市や市でも 15%程度であった（図 6）。負担の状況は自治体によって様々であった。対象種としては、スズメバチなどのハチ類に関するものが 70 自治体で最も多く、次いで蚊が 20 自治体、ハエ 17、ネズミ 10、ヤスデ 7、アメリカシロヒトリ 6、ユスリカ 5、カメムシ 5 自治体などで、他にゴキブリ、チョウバエ、クモ、ノミ、シロアリなどが挙げられ、30 の自治体が全般と回答した（図 7）。費用負担については、割合で回答があった自治体では薬剤購入費の 15%とした自治体や全額負担すると回答した自治体など、さまざまであった。また、支給する金額については、多くの自治体が 2,000 円程度から 20,000 円程度と回答したが、特殊なケ

ースではシロアリ防除に対して上限 150,000 円という自治体もあった。また、薬剤費のみについての補助、個人ではなく自治会等で実施する防除への補助を行っている自治体や、年間予算の枠内で上限を決めて補助を行っている自治体があった。



図7 住民の防除に対して補助を行っている自治体数

(3) 防除業者 (PCO) 等への防除業務の委託状況及びその実施内容等の評価の実施について (図 8 参照)

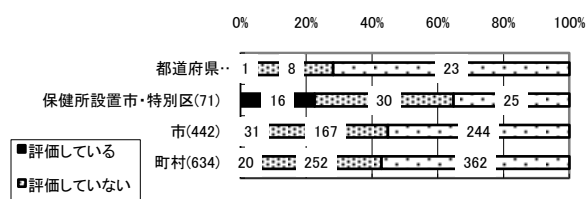


図8 PCO等への防除委託状況とその方法や結果の評価状況

衛生動物の防除を防除業者 (PCO) 等に委託 (一部委託も含む) している自治体は最も多い保健所設置市・特別区で約 65%、最も少ない都道府県でも 30%弱で、多くの自治体が種々の防除作業を委託していたが、一方で、委託した防除の方法や防除結果の評価を実施している自治体は、最も高い保健所設置市・特別区でも、防除を委託している自治体の約 35%、市では 16%、都道府県が 11%、町村では 7%と低かった。

(4) 蚊に対する対応について (図 9~19 参照)  
①防除に係る発生状況調査について (図 9、12)

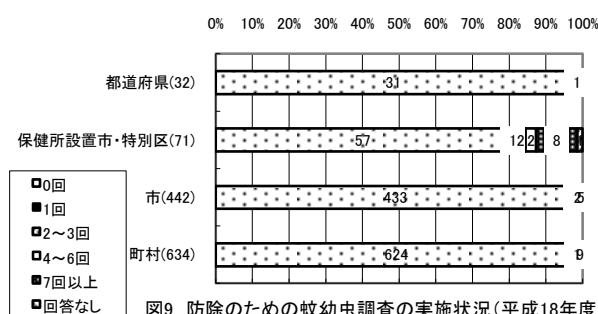


図9 防除のための蚊幼虫調査の実施状況(平成18年度)

平成 18 年度に幼虫や成虫の調査を実施した自治体は少なく、幼虫調査に関しては、都道府県、市、町村では 95%以上の自治体が 0 回と回答し、最も多かった保健所設置市・特別区でも 1 回以上実施した自治体は約 20%にとどまった。一方で、都道府県で 1、保健所設置市で 8、市で 2 自治体が 7 回以上と回答した。

成虫調査に関しても実施している自治体は少なかったが、幼虫とは若干異なり、実施している自治体の割合は、都道府県で約 15%と最も高く、次いで保健所設置市・特別区の約 13%であった。市と町村は、幼虫調査と同様に、実施していると回答した自治体の割合は前者で 1.1%、後者で 0%と低かった。一方で、都道府県で 3、保健所設置市・特別区で 5、市で 3 自治体が 7 回以上と回答した。

なお、成虫の調査方法として挙げられていたものは、ライトトラップは 13、炭酸ガス (ドライアイス)トラップが 12、粘着トラップが 4 自治体で、その他として暗渠内調査、目視、ドライアイス+LED 光ライトトラップなどがあつた。

②蚊の防除への殺虫剤の使用状況について (図 10、11、13、14)

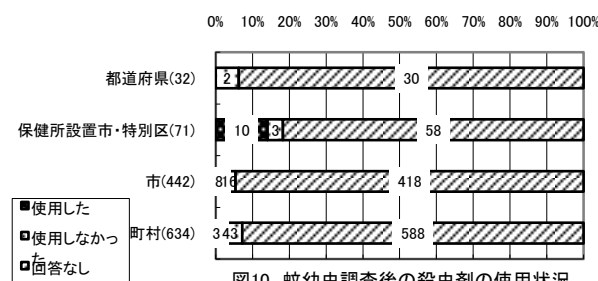


図10 蚊幼虫調査後の殺虫剤の使用状況

蚊の防除に殺虫剤を使用した自治体は、全自治体に対する割合で見ると少なかったが、調査を実施した自治体 (上記①) では、殺虫剤を使用している割合が高いと考えられた (幼虫 : 図 9・10、成虫 : 図 12・13)。

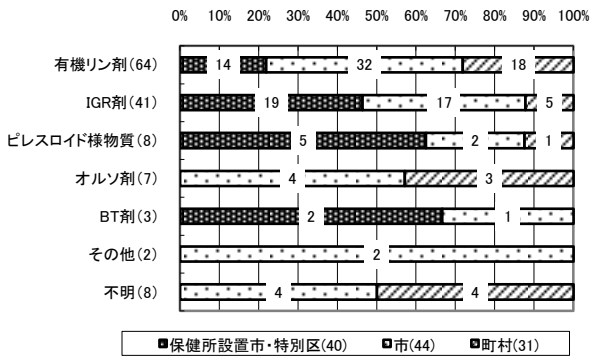


図11 蚊幼虫防除時に使用された製剤(殺虫剤)数

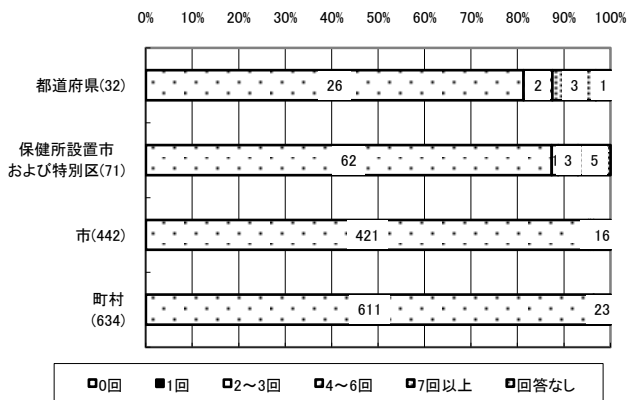


図12 防除のための蚊成虫調査の実施状況(平成18年度)

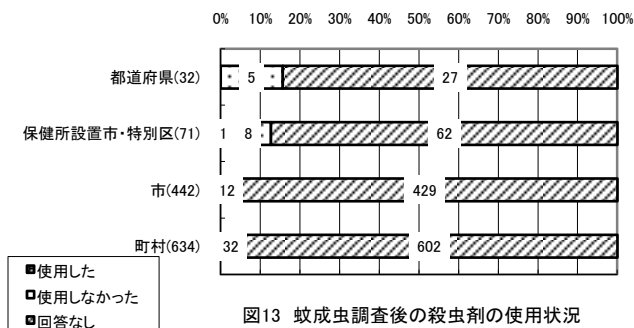


図13 蚊成虫調査後の殺虫剤の使用状況

用いられている殺虫剤は様々であったが、幼虫に対しては有機リン剤や昆虫成長制御 (IGR) 剤が多く、成虫に対しては有機リン剤が多かった (図 11、14)。

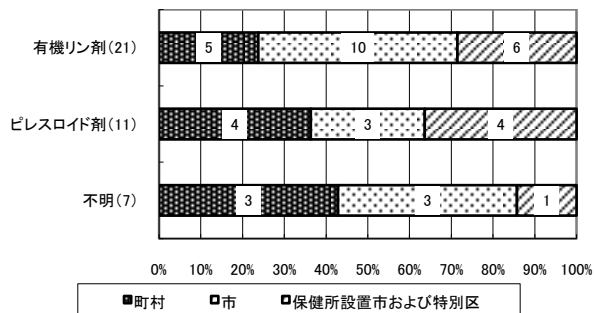


図14 蚊成虫防除時に使用された製剤(殺虫剤)数

③住民からの蚊の防除依頼・相談に対する回答状況について (図 15、16)

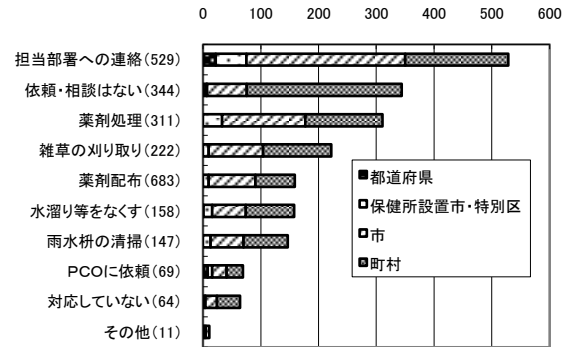


図15 公共領域の蚊防除に関して住民から依頼された場合の対応状況

公共場所に発生した蚊に関しては、図 15 に示すように、「担当部署への連絡」が最も多く、次いで「薬剤散布」、「雑草の刈り取り」の順であった。依頼や相談がないとする自治体は、都道府県で約 20%、市で 16%、町村で 42%あったが、保健所設置市・特別区では 1%程度であった。また、64 の自治体が「対応していない」と回答した。

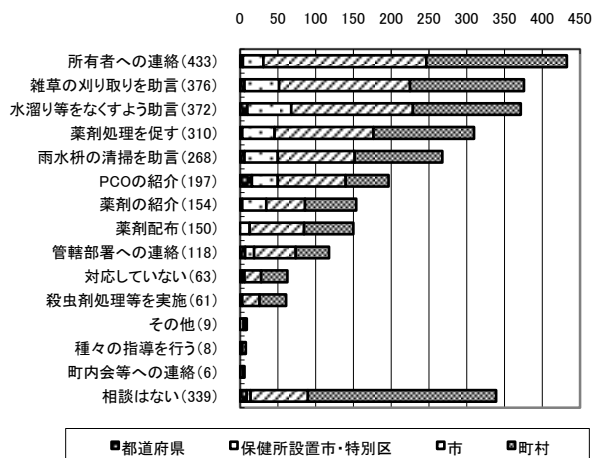


図16 個人領域の蚊防除に関して住民から相談があった場合の対応状況

個人領域に発生した蚊の場合は、「管理者や所有者への連絡」が最も多く、次いで「雑草の刈り取りの助言」、「水溜り (発生源) をなくすよう助言」、「薬剤処理の助言」の順で、PCO を紹介したり、薬剤を配布したりする自治体も多かった。また、「相談がない」とした自治体が 339 自治体あり、「対応していない」とした自治体が 63 あった。

④ウエストナイル熱等発生時の対応について (図 17~19)

ウエストナイル熱等の蚊媒介性疾患が発生した際の緊急時対応について、その体制が構築されている自治体は少なく、回答があった自治体のうちの都道府県で6.3%、市で6.1%、町村で1.9%、最も高い保健所設置市・特別区でも16.9%であった(図17)。

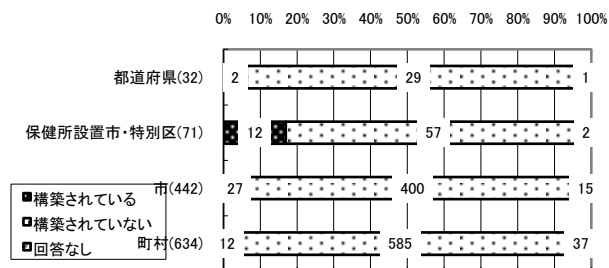


図17 ウエストナイル熱等発生時の蚊防除に対応するための体制の構築状況

緊急時対応マニュアルを作成している自治体も少なく、都道府県で12.5%、市で14.1%、町村で0.8%であり、最も高い保健所設置市・特別区でも14.1%であった(図18)。なお、マニュアルの記載内容としては、化学的防除法を記載している自治体が22、調査法が13、環境的防除法が11、物理的防除法が7、その他が11であった。その他としては、実施体制や役割分担、相談対応、参考図書などが挙げられていた。

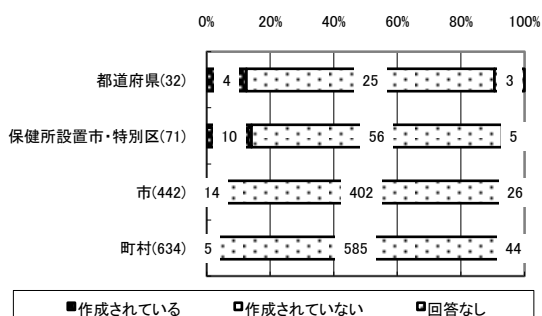


図18 ウエストナイル熱等発生時等の対応マニュアルの作成状況

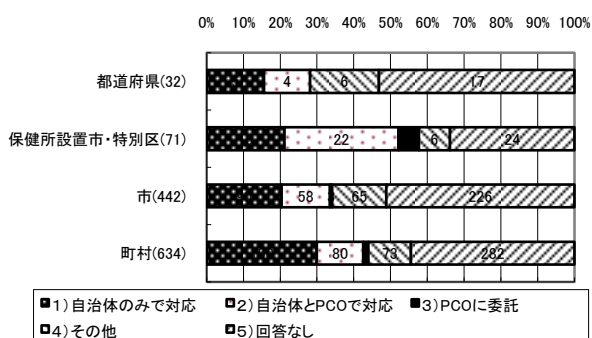


図19 緊急時の対応方法

緊急時の対応については、都道府県や市、町村では「自治体のみで対応」とする回答が「PCOと

自治体で対応」とする回答を上回ったが、保健所設置市・特別区では「PCOと自治体で対応」とする回答が「自治体のみで対応」とする回答を上回った。また、「PCOに委託」と回答した自治体もあった(図19)。なお、その他としては、「未定」、「都道府県や国と連携して実施する」とした回答が多かった。

(5) 薬剤(殺虫・殺鼠剤)の備蓄について(図20、21参照)

「薬剤の備蓄を行っている」と回答した自治体は、都道府県にはなく、保健所設置市・特別区で52%、市で33%、町村で21%であった(図20)。

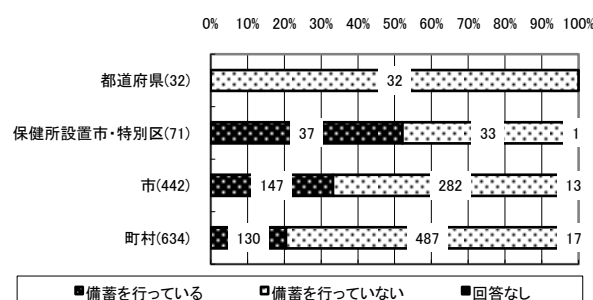


図20 衛生動物防除のための薬剤の備蓄状況

備蓄している薬剤は様々であったが、有機リン剤が最も多く、次いでピレスロイド剤、抗凝血性殺鼠剤、昆虫成長制御(IGR)剤、オルソ剤の順であった(図21)。

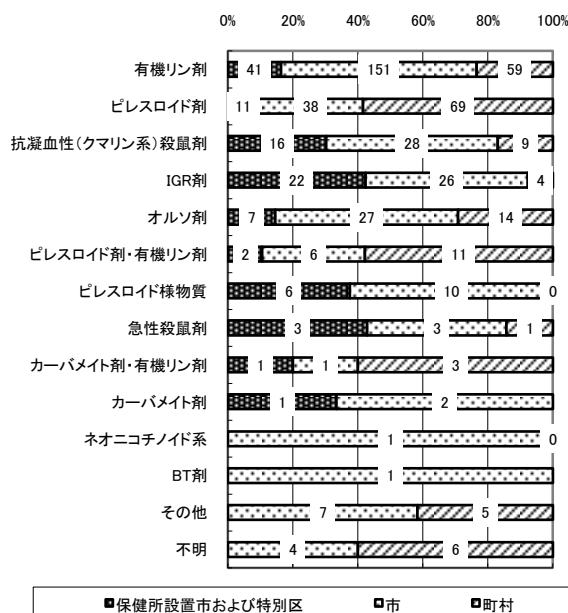


図21 衛生動物防除のために備蓄されている製剤数

備蓄している薬剤の総合計量は有機リン剤が最も多く、固型殺虫剤8,060kg、液剤25,244Lであり、次にピレスロイド剤・有機リン混合剤が、固型剤104kg、液剤が12,500Lであった。なお、

固型殺虫剤には粉剤、粒剤、水和剤、発泡剤、殺鼠剤を、液剤には乳剤、油剤、エアゾール剤を含んでいる。(表2)

表2 備蓄薬剤の合計

備蓄殺虫剤・殺鼠剤の種類	固型剤(kg)	液剤(L)
有機リン剤	8,060	25,244
ピレスロイド剤	6	3,016
IGR 剤	1,525	924
カーバメイト剤	30	86
急性殺鼠剤	30	
抗凝血性(クマリン系)殺鼠剤	2,427	
オルソ剤	340	1,387
ピレスロイド様製剤	182	44
BT 剤	156	3,855
ネオニコチノイド系	703	559
ピレスロイド・有機リン混合剤	150	
カーバメイト・有機リン混合剤	5	
不明	104	12,500
その他	324	

固型殺虫剤の合計備蓄量は保健所設置市および特別区では 8,275kg、保健所設置市以外の市では 4,818kg、町村では 948kg であった。それぞれ

表3 固型剤の自治体別合計、平均、最大、最小量

	保健所設置市 および特別区	市	町村
対象自治体数	55	89	33
合計備蓄量(kg)	8,275	4,818	948
平均備蓄量(kg)	150	54	29
最大備蓄量(kg)	1830	500	150
最小備蓄量(kg)*	0.7	0.05	0.6
有効成分別 平均備蓄量(kg)			
有機リン剤	350	78	36
IGR 剤	51	41	5
オルソ剤		10	28
カーバメイト剤		30	
その他		85	
ピレスロイド剤		6	
ピレスロイド・有機リン混合剤			52
ピレスロイド様製剤	43	106	
不明		71	20
BT 剤		150	
カーバメイト・有機リン混合剤	228	72	12
ネオニコチノイド系		5	

急性殺鼠剤	0	15	
抗凝血性(クマリン系)殺鼠剤	110	25	27

の対象役所数は 55、89、33 であるので、平均備蓄量は保健所設置市では 150kg、市では 54kg、町村は 29kg となり、保健所設置市および特別区の備蓄量が多い結果となった。(表3)

表4 液剤の自治体別合計、平均、最大、最小量

	保健所設置市 および特別区	市	町村
対象自治体数	46	160	107
合計備蓄量(L)	11,451	32,361	3,804
平均備蓄量(L)	249	202	36
最大備蓄量(L)	1,209	8,000	360
最小備蓄量(L)*	12.5	0.3	0.3
有効成分別 平均備蓄量(L)			
有機リン剤	309	144	50
IGR 剤		231	
オルソ剤	311	97	17
カーバメイト剤	86		
ピレスロイド剤	41	104	8
ピレスロイド・有機リン混合剤	279	2,158	128
ピレスロイド様製剤	273	4	
その他		630	42
不明			15

同様に、液剤の場合では合計備蓄量は保健所設置市および特別区では 11,451L、保健所設置市以外の市では 32,361L、町村では 3,804L であった。それぞれの対象役所数は 46、160、107 であるので、平均備蓄量は保健所設置市では 249L、市では 202L、町村は 36L となり、保健所設置市および特別区の備蓄量が多い結果となった。(表4)

(6) 防除機器の保有状況について(図22 参照)

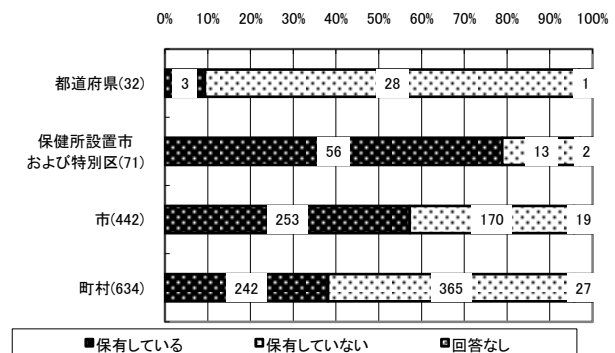


図22 衛生動物防除のための防除機器保有状況

「殺虫剤の散布機器等の防除機器を保有している」と回答した自治体は、都道府県では約 9%であったが、町村では 38%、市では 57%、最も高かった保健所設置市・特別区で 79%であった。保有している機器は、動力式噴霧器、全自動噴霧器、煙霧機が多く、保有台数は、「保有している」と回答があった 552 自治体のうち、10 台以下が 402 自治体、11~50 台が 139 自治体、51~200 台が 11 自治体であった。

保有している機器類の台数は合計で 5,412 台であった。そのうち、噴霧機が 966 台で最も多く、次いで、煙霧機が 816 台、煙霧・ULV機が 590 台、ミスト・煙霧機が 490 台となった。また、動力源のみの回答で、機器名が書かれていなかったため、種別が判定できなかった機器が 2,000 台あった。(表 5)

機器	都道府県 (台)	保健所設置市・ 特別区 (台)	市 (台)	町村 (台)
噴霧機	25	315	551	75
煙霧機		26	550	240
煙霧・ULV機		51	341	198
ミスト・煙霧機		125	230	62
ミスト機		31	156	141
散粒粉機		26	92	44
ミスト・ULV機		10	35	
ULV機		5	13	4
散粒粉・ミスト機		11	4	4
散布機以外		31	11	5
不明	67	583	850	500

(7) 衛生動物対策に係る予算・担当者数について(表 6、7、図 23 参照)

衛生動物対策に係る予算や担当者数の推移について、平成 15 年度から 19 年度の全てについて回答があった自治体の自治体分類別の集計結果(5 年間の推移)を表 6 に示した。なお、この間、市町村合併があったため、集計の母数が若干異なっている。また、平成 15 年度の衛生動物関連予算額が回答自治体の上位 20 位までに含まれ、かつ、19 年度までの 5 年分の回答があった自治体の自治体別の予算の推移とそれらを合計した金額を図 23 に示した。

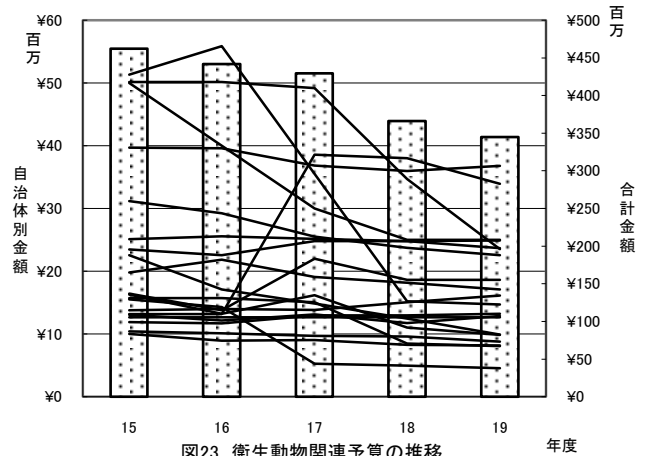


図23 衛生動物関連予算の推移  
(折れ線グラフは15年度予算額が20位までの自治体別の金額、棒グラフは合計金額)

5 年間の全般的な推移を見ると、衛生等物関連全体予算、薬剤予算、機器予算、担当者数ともに減少傾向にあり、平成 15 年度と 19 年度を比較すると、全体予算で 19 年度は 15 年度に比べて 16.8%減、薬剤予算で 18.7%減、機器予算で 18.0%減、担当者数で 3%減、兼務者数で 0.3%減であった(表 6)。

表6 平成15~19年度の衛生動物関連予算と担当者数の推移  
(5年分全てについて回答があった自治体の合計値)

項目	自治体分類	集計対象自治体数	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
衛生動物関連	都道府県	15	6,679	4,851	3,941	3,201	2,920
	保健所設置市・特別区	36	360,786	385,091	386,554	384,981	355,568
	市	164	252,326	237,583	232,605	214,938	207,800
	町村	303	212,898	197,004	160,453	132,064	126,146
	計	518	832,689	824,529	783,553	735,184	692,434
薬剤予算(千円)	都道府県	10	0	0	0	0	0
	保健所設置市・特別区	24	26,728	24,898	30,936	29,719	25,594
	市	118	50,809	48,478	43,187	35,776	38,548
	町村	238	15,888	15,674	14,571	14,084	11,675
	計	390	93,225	89,050	88,694	79,579	75,817
機器予算(千円)	都道府県	9	0	0	0	0	0
	保健所設置市・特別区	25	4,994	4,617	4,816	4,517	3,645
	市	111	9,363	6,590	7,820	7,588	7,212
	町村	227	6,112	4,725	4,769	4,969	5,883
	計	372	20,469	15,932	17,405	17,074	16,740
担当者人数	都道府県	16	134	135	134	132	132
	保健所設置市・特別区	44	389	384	371	360	356
	市	182	448	439	452	461	461
	町村	335	603	587	584	577	573
	計	577	1,574	1,545	1,541	1,530	1,522
兼務者人数	都道府県	18	169	170	171	169	169
	保健所設置市・特別区	35	247	251	244	243	238
	市	157	388	386	400	409	407
	町村	324	577	569	567	578	563
	計	534	1,381	1,376	1,382	1,399	1,377

なお、担当者数と兼務者数については、兼務者数を担当者数に含めて回答した自治体と、分けて回答した自治体があり、これらの実数については今回のアンケートでは明らかになっていないが、同一自治体は同じ基準でこれらの員数について回答していると考えられることから、担当者数及び兼務者数の推移は把握できていると思われる。自治体別に衛生動物関連全体予算を見ると(図 23)、自治体によっては増加している場合もあったが、多くの自治体で減少しており、19 年度が 15 年度の 1/3 以下となっていた自治体も見られた。



表7 平成19年度の衛生動物関連予算と担当者数  
(回答があった全自治体の合計及び平均)

項目	自治体分類	集計対象自治体数	合計	平均
衛生動物関連 全体予算 (千円)	都道府県	19	5,027	265
	保健所設置市・特別区	63	565,290	8,973
	市	322	492,165	1,528
	町村	429	179,030	417
	計(全平均)	833	1,241,512	1,490
薬剤予算 (千円)	都道府県	12	0	0
	保健所設置市・特別区	45	61,849	1,374
	市	233	111,085	477
	町村	324	28,282	87
	計(全平均)	614	201,216	328
機器予算 (千円)	都道府県	11	0	0
	保健所設置市・特別区	47	7,723	164
	市	226	24,386	108
	町村	316	11,459	36
	計(全平均)	600	43,568	73
担当者人数	都道府県	20	282	14.1
	保健所設置市・特別区	64	611	9.5
	市	307	864	2.8
	町村	414	774	1.9
	計(全平均)	805	2,531	3.1
兼務者人数	都道府県	20	287	14.4
	保健所設置市・特別区	51	449	8.8
	市	268	780	2.9
	町村	406	868	2.1
	計(全平均)	745	2,384	3.2

平成19年度について、回答があった自治体の衛生動物関連の予算及び担当者、兼務者数を表7に示した。1自治体当たりの予算額は全体予算、薬剤予算、機器予算ともに保健所設置市・特別区が最も高く、次いで市、町村の順であった。担当者数や兼務者数は都道府県で最も多く、次いで保健所設置市・特別区、市、町村の順であった。

### (8) 国への要望事項

50以上の自治体が国への要望事項を挙げた。最も多かったものは財政支援に関するものであった。様々な要望があったが、主なものを要約して以下に示す。なお、( )内は回答自治体数を示す。

- ・薬剤・防除機器購入・防除作業等に対する財政支援 (14)
- ・都道府県または国による薬剤の備蓄・供給 (4)
- ・教育・研修の拡充 (6)
- ・対応マニュアル・ガイドライン(国としての統一指針・基準)の作成 (7)
- ・発生・相談状況や対策についての情報提供(情報の共有システム、全国調査) (7)
- ・平常時対策や体制整備が行える法整備 (8)
- ・不快害虫も含めた衛生動物に対応できる法(通達・指針等含む)整備 (2)
- ・関係機関の協力体制の整備 (2)
- ・保健所機能の充実 (2)

## 3. 2 考察

感染症法が制定されて伝染病予防法が廃止さ

れ、平常時の媒介害虫防除や薬剤の備蓄等に関し、自治体による衛生動物防除の実施体制の弱体化が懸念されていることから、自治体の衛生動物に対する対応の現状を把握することを目的として、アンケート調査を実施した。

アンケートの結果から、自治体に寄せられる住民からの衛生動物に関する相談は多岐に渡っており、保健所設置市などでは年間300件以上の相談がある自治体が7割近くであった。また、自治体によって対応内容は異なっていたが、住民から相談があった場合の薬剤配布や機器貸与、防除の実施、費用負担などを行っている自治体もかなりあった。一方で、全般的に衛生動物関連予算や担当者の減少傾向が見られた。これが直接的に衛生動物防除体制の弱体化に結びついているとは明言できないが、自治体からの国への要望で、薬剤や機器購入等に対する財政支援が最も多く挙げられていたように、財政的な厳しさから、人員や経費の削減を行わざるを得ない現状が推察され、その結果、薬剤や防除機器関連の予算が減少している可能性が示唆された。伝染病予防法から感染症法に変わり、平常時の衛生動物対策や薬剤の備蓄などが明確に示されていないことも関連予算の減少や担当者の減少に関係していると考えられ、ウエストナイル熱やデング熱の我が国への侵入が懸念されている現在、早急な対応が必要と思われる。

ウエストナイル熱やデング熱の侵入時に媒介蚊防除は必要不可欠であり、防除のための基礎データとして、発生源の把握や発生状況の調査が重要となる。しかし、現時点で調査を実施している自治体は15%程度にとどまり、侵入に備えた防除体制の構築やマニュアルの作成を行っている自治体は、全体的に見ると5%以下であった。これに関連した緊急時の対応方法についても、自治体のみで対応、または自治体とPCOで対応またはPCOに委託するとする回答が全体で約40%あったが、それ以外のほとんどは検討中や未定、無回答であった。これらの状況から、万が一蚊媒介性疾患が発生した場合には混乱が生じることも予測され、早急な調査および防除の実施体制の確立が必要と思われる。また、調査に関しては、全国的規模の統一基準による調査の実施や分布拡大を把握するための定点調査なども必要と思われる。

た。蚊のみに関する調査ではないが、厚生省によって衛生動物に関する種類別相談件数の全国集計が平成 11 年度まで実施されており、この時点では全都道府県からのデータが収集され、多くの自治体や研究者が利用していた。しかし、今回のアンケート調査によると、都道府県でもその 65% 以上が「集計を行っていない」と回答しており、調査等は国主導により実施される必要があると考えられた。

ウエストナイル熱やデング熱の発生の際は、早急に成虫の生息密度を低下させる必要があり、そのためには殺虫剤や散布機器が必要不可欠となる。これらの備蓄や保有状況を見ると、薬剤に関しては保健所設置市・特別区では約半数が備蓄していたが、他はそれよりも低く、都道府県で備蓄しているところはなかった。防除（散布）機器は保健所設置市・特別区では 80% 近くが保有していたが、市では 60% 以下、町村では 40% 以下、都道府県では 10% 以下であった。これらの備蓄や保有状況は自治体によってかなり違いがあることから、国または都道府県が一括して備蓄または保有するようなシステムや自治体間の協力体制の構築、備蓄や機器保有情報の共有が必要と思われた。また、蚊に関する住民からの相談に対して「対応していない」と回答した自治体が約 6% あり、これに関しても自治体のネットワーク等による対応が必要と思われた。

担当者の減少や駆除吏員の廃止によって、防除作業を防除業者（PCO）に委託する自治体はかなりある一方で、その防除内容や防除結果の評価を行っている自治体は少なかった。現在、PCO に関しては資格制度等がなく、誰でも防除業を営むことができることから、防除を委託した場合には、その実施方法や内容等の評価は必須である。評価が行われない理由の一つとして、自治体における専門家の不在が考えられる。国への要望事項として、教育や研修の実施、マニュアル等の作成、害虫発生動向等に関する情報の提供などが挙げられていて、自治体によっては衛生動物に関する知識を持つ職員が不足していると考えられることから、各自治体への専門知識を有する職員の配置やその育成、第三者による防除内容等の評価システムなどの検討が必要と思われた。また、PCO に関しても、将来的には自治体の防除業務をかなりの部分で補完することになる可能性が高いこと

から、国や自治体としてきちんとした資格や登録、研修制度を設ける必要があると思われる。

自治体に寄せられる住民からの衛生動物に関する相談は、ハチに関するものが最も多かったが、多岐に渡っていた。最も多かったハチに関しては、所管する官庁が明確でないことや法的な裏付けがないことから、防除の実施や防除に対する補助などに関する対応は自治体によって様々であり、蛾（ドクガなど）やユスリカ、ヤスデなどの有害・不快害虫についても同様であった。また、上述のように、疾病媒介蚊に対する対応も自治体によって様々であることから、国への要望事項にも挙げられていたように、有害・不快害虫も含めた衛生動物への対応に関し、何らかの法整備や指針、財政支援等が必要と考えられた。

本調査は平成 19 年度厚生労働科学研究費補助金（振興・再興感染症研究事業）主任研究者小林睦生（国立研究奨励金制度）による助成を受けて実施された。

#### Summary

The questionnaire survey on the efforts of municipalities to vermins was conducted. A questionnaire was mailed to 1,874 municipalities, and answers were obtained from 1,179 municipalities (62.9%). The vermins with much consultation were hornets and rodents. The municipalities using insecticide to treat against vector mosquitoes was low, and those stocking insecticide was less than half. The amount of stocked insecticide was high in cities where health centers are set up. The budget and the number of staff dealing with vermins in municipalities have declined over the past five years. Many municipality staff appealed to the government for financial support and development of laws, and the need for coordination connection with other municipalities.